

七飯町国内交流事業補助金交付規程

第1 目的

この規程は、三木町との交流事業（以下「事業」という。）を推進し、住民相互の親善と教育、芸術・文化、産業などの振興を図るため、町内の団体に対し、予算の範囲内において事業の実施に要する経費の一部を補助することを目的とする。

第2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、町費による研修若しくは出張又は他の補助制度による補助金の交付を受けての事業は除くものとする。

1. 5名以上で構成される団体が三木町を親善訪問する事業。ただし同一人に対する補助は2年間に1回を限度とする。
 2. 三木町で開催される行事などに派遣される事業。
 3. 町内において実施する三木町との交流事業。
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる事業は、原則として三木町内に1泊以上するものとする。

第3 交付限度額

補助金の交付限度額は、次に掲げるとおりとする。

1. 前条第1項第1号に掲げる事業は、1名につき30,000円を限度とする。
2. 前条第1項第2号に掲げる事業の限度額は、別に定めるものとする。
3. 前条第1項第3号に掲げる事業は、来町者1名、1泊につき成年5,000円、未成年3,000円を限度とする。

第4 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、国内交流事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

第5 交付決定など

町長は、前条の規定により提出された申請書などを七飯町国内交流事業推進委員会で審査し、適当であると認めた時は、補助金の交付を決定し補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める時には、条件を付することができるものとする。

第6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日までに、国内交流事業実績報告書（第2号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

第7 補助金の概算払

町長は、必要と認める事業については、補助金の概算払をすることができるものとする。

第8 補助金の返還など

町長は補助事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する時は、補助金交付の決定を取消し、又は変更することができるものとする。この場合において、すでに補助金が交付されている時は、町長は、その全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

1. この規程に違反した時、又は補助事業に関して不正があった時。
2. 補助金交付の条件に違反した時。
3. 不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとした時。
4. 補助事業の実施が著しく不相当と認められる時。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成13年9月1日から施行する。